

子発0204第2号
平成31年2月4日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

平成31(2019)年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る協議等について

次世代育成支援対策施設整備交付金(以下「本交付金」という。)は、次世代育成支援対策を推進するために都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村(特別区を含む)が策定する都道府県整備計画又は市町村整備計画(以下「整備計画」という。)に基づき実施される児童福祉施設等に関する施設整備事業に交付されるものである。

今般、平成31年度における本交付金に係る整備計画の協議について、下記のとおり実施することとしたので通知する。

このため、対象となる施設整備を実施する予定がある場合には、「次世代育成支援対策施設整備計画協議要綱」に基づき、それぞれ施設整備計画協議書(以下「協議書」という。)について提出いただくようお願いする。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市区町村に対し周知していただくよう併せてお願いする。

記

1. 協議書の提出について

協議書は以下の提出期限までに厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室調整係あてに2部(原本と写し)提出すること。

	提出期限	内示予定
①	2019年2月8日(金)	2019年4月上旬
②	2019年4月5日(金)	2019年6月上旬
③	2019年6月7日(金)	2019年8月上旬
④	2019年8月5日(月)	2019年10月上旬
⑤	2019年10月7日(月)	2019年12月上旬

※ 平成30年度からの繰越予算に残額がある場合には、繰越予算を優先的に使用する。

2. 策定基準について

次のアからエの基準に照らして十分な審査を行った上、整備計画の内容を精査すること。

ア 実態把握に基づく施設整備計画

単に入所児童数の把握にとどまらず、入所等の必要性を調査するなど実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ、施設整備の目的、計画等が具体的であること。

イ 用地確保状況の把握及び職員の確保等

契約書等の権利関係を示す客観的資料により、建設用地の確保が確実であること及び地域住民の賛同が得られていること。

また、必要となる職員等の確保が確実であること。

ウ 社会福祉法人等の適格性

社会福祉法人等の役員構成、資金計画等が適正であり、施設整備はもとより健全で安定した法人運営が可能であること。

エ 民間補助金との調整

協議施設が民間補助金の申請と重複していないこと。

3. その他の留意事項について

(1) 乳児院及び児童養護施設に係る整備計画の採択については、「平成31年度次世代育成支援対策施設整備交付金（乳児院及び児童養護施設の整備）に係る採択方針及び事前ヒアリングの実施等について」（平成30年11月28日家発1128第1号）の1.によること。

(2) 過去において、社会福祉法人からの不誠実な申請等により施設整備費補助金を過大に交付するという事件が発生したことに鑑み、本交付金の整備計画においても、法人役員構成、資金計画等が適正であるか、建設費等

が過大に積算されていないか等について、厳密な審査を行うこと。

(3) 社会福祉法人の設立を伴う場合は、基本的な法人要件の不備や不適切な資金計画等が生じないように十分留意すること。

(4) 児童入所施設等にあつては、職員の勤務交代が円滑に行われるよう定員規模を考慮すること。

また、新築や改築、増築の際には、大舎のままではなく、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 3 条の 2 の規定を踏まえ、できる限り良好な家庭的環境の確保に向けて、小規模かつ地域分散化が進むよう、個々の実情を把握したうえで適切な整備計画となっているか十分精査すること。

なお、児童心理治療施設については、学校教育導入のための体制が整備されているものに厳選すること。

(5) 整備計画の内容において、2 ヶ年以上にわたる事業がある場合は、全体計画と当該年度計画について整備計画を作成すること。

また、施設の複合化・合築を行う場合は、全体計画と単体部分の整備計画を作成すること。

(6) 国の補助事業により取得した社会福祉施設等の解体撤去工事費が国庫負担（補助）金の対象事業となる場合は、「次世代育成支援対策施設整備（解体撤去工事費・仮施設整備工事費）交付金に係る財産処分の手続等に関する留意事項について」（平成 20 年 6 月 12 日雇児総発第 0612003 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）に基づき、同通知別紙の財産処分（取りこわし）協議書を参考として添付すること。

(7) 本交付金の交付に伴う地方財政措置については、設置主体が各都道府県又は市町村の場合は、国の交付金に見合う地方財政措置が行われ、設置主体が社会福祉法人の場合は、従来の国庫補助事業の法人負担相当分を除き、地方財政措置が行われることとなっているので、所要の財源措置に留意すること。

(8) 平成 30 年度以前からの継続事業については、事業内容の更なる精査を図った上で協議すること。

また、継続事業であっても、2 年目以降の国庫補助を確約するものではないので留意すること。

(9) 実施設計費については、内定後に契約したものについてのみ対象経費として認めること。

(10) 独立行政法人福祉医療機構の融資制度のうち、以下のアからエの優遇措置については、適用期間を 1 年間延長し、平成 31 年度末までの措置となること。

ア 社会福祉施設等の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置

イ スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置

ウ 社会福祉施設等の津波としての高台移転整備に係る融資条件の優遇措置

エ アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置

(11) 防犯対策の強化に係る整備事業について

対象とする整備等、児童養護施設等の防犯対策を強化する工事については、「児童養護施設等における防犯対策強化に係る整備について」（平成 29 年 6 月 15 日雇児発 0615 第 8 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）のとおりであり、対象となる経費については、「防犯対策に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費」としているため、備品等の購入費用のみの場合は、補助対象とはならない。

また、平時において、有事の際の対応方針、職員の役割等を予め構築した防犯マニュアル等の作成に努めること。

(12) 交付対象となる施設整備について

本交付金における施設整備については、自己所有物件に限り交付対象としており、賃貸物件については対象外である。

次世代育成支援対策施設整備計画協議要綱

1. 協議書様式及び提出部数

提出する部数は、各々2部とする。

- (1) 次世代育成支援対策施設整備計画書・・・・・・・・・・様式第1号
- (2) 次世代育成支援対策施設整備計画協議総括表・・様式第2号
 木造社会福祉施設老朽度調査表・・・・・・・・・・様式第2号別紙1
 非木造社会福祉施設老朽度調査表・・・・・・・・・・様式第2号別紙2
- (3) 次世代育成支援対策施設整備協議書・・・・・・・・・・様式第3号
 施設の配置図及び施設の経歴・・・・・・・・・・様式第3号別紙1
 工事実施前の施設の平面図・・・・・・・・・・様式第3号別紙2
 整備工事実施後の施設の平面図・・・・・・・・・・様式第3号別紙3
- (4) 防犯対策整備強化計画書・・・・・・・・・・様式第4号
- (5) 児童養護施設及び乳児院において、小規模かつ地域分散化を進める過程で過渡的に本体施設のユニット化を経る整備計画（本体施設と同一敷地内の小規模グループケアの整備や本体施設内の小規模グループケア（ユニット化）の整備）の協議を行う場合には、様式第5号を添付すること。
- (6) 整備区分が大規模修繕又は防犯対策強化整備事業（門、フェンス等の外構の設置、修繕等）又は防犯対策強化整備事業（非常通報装置等の設置）の場合、公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積もり及び工事請負業者2社の見積もりの写しを添付すること。
- (7) その他都道府県、指定都市、中核市及び市区町村において、必要に応じ参考資料を添付すること。

2. 協議書の提出先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室調整係

次世代育成支援対策施設整備
交付金担当部局及び担当者名簿

都道府県名		
市区町村名		
担当部局		
連絡先	代 表	内 線
	直 通	
	ファックス	
	メールアドレス	
担当課		
担当課長		
担当官		
備考		

（注）協議をされる都道府県・市区町村にあっては、本表を添付の上、
提出されますようお願いいたします。

4. 管内における現在の状況と今後の推移について

(1) 児童相談所一時保護施設の状況について（施設ごとに記載すること）

今般の整備計画を申請するにあたって、現在の施設の状況、地域の状況（地域ネットワークの状況等）や現在の問題点、整備の必要性、今後の方向性（整備が実施された場合の状況、改善点等）を詳細に記載すること。

なお、記載内容を示す根拠となり、本計画の必要性が十分に確認できる資料を添付すること。

ただし、相談事業の処理件数（過去3年分）、職員の配置状況（過去3年分）、一時保護施設の入所率などの利用状況を必ず添付すること。

(2) 児童入所等施設等（自立援助ホーム、ファミリーホーム分を含む。）の状況について（施設ごとに記載すること）

今般の整備計画を申請するにあたって、現在の施設の状況、地域の状況（地域ネットワークの状況等）や現在の問題点、整備の必要性、今後の方向性（整備が実施された場合の状況、改善点等）を詳細に記載すること。

なお、記載内容を示す根拠となり、本計画の必要性が十分に確認できる資料を添付すること。

ただし、児童入所等施設（婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設を含む）の整備を行う場合については、様式第 1 号-2 についても作成されたい。

(3) 子育て支援のための拠点施設の状況について（施設ごとに記載すること）

今般の整備計画を申請するにあたって、現在の施設の状況、地域の状況（地域ネットワークの状況等）や現在の問題点、整備の必要性、今後の方向性（整備が実施された場合の状況、改善点等）を詳細に記載すること。

なお、記載内容を示す根拠となり、本計画の必要性が十分に確認できる資料を添付すること。

5 耐震化を行う必要性、整備の緊急性、その他特殊事情等について

耐震化を行う必要性、整備の緊急性、その他特殊事情等について特記すべき事項がある場合は、詳細に記載すること。（施設ごとに記載すること）

なお、耐震化を行う施設種別が、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、婦人相談所一時保護施設及び婦人保護施設の場合、整備を行う年度の2年度前の年度末時点における管内の未耐震施設に係る耐震化整備実施計画について、様式第 1 号-3 を作成すること。

※ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）第5条及び第6条に規定する耐震改修促進計画や「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号）第13条に規定する国土強靱化地域計画等、耐震化整備に係る計画を策定している場合には、当該計画を添付すること。

(注) 前年度から繰越を行った事業については、「平成 年度」の後に「(平成 年度からの繰越分)」と明記すること。

様式第1号 記入要領

通常整備事業分（耐震化等整備事業以外）、耐震化等整備事業分のうち、該当する事業を○で囲み、別葉に作成すること。

都道府県・市区町村名の欄は、市区町村の場合は、都道府県名も必ず記入すること。

1. 施設整備の概要について

整備予定の児童福祉施設等について「施設種別」・「施設名」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「交付基礎点数」・「交付金所要額」・「年次計画」を記入すること。

※「所在地」：市区町村名まで記入すること。

※「整備区分」：創設・増築・増改築・改築・拡張・大規模修繕・民老 等

※「交付基礎点数」「交付金所要額」：「交付基礎点数」「交付金所要額」を算出し、記入すること。また、継続事業については、全体の数字を記入し、当該年度の数字を（ ）書きすること。

※「年次計画」：単年度事業の場合は「単年度」、継続事業の場合は「平成 年度●●%～平成 年度●●%」と記入すること。

※1つの施設で複数の整備区分がある場合でも、1つを記入し、整備区分については、主たる整備区分（整備計画に基づく主な整備目的）を記入すること。

2. 整備の目的

当該整備計画に掲げられている施設整備の目的を記入すること。

記入の観点としては、施設整備の目的及び必要性、施設整備による効果等とする。

※必要に応じ、資料を添付すること。

3. 次世代育成支援対策推進法に規定する行動計画における位置づけ

策定された行動計画との関連性、ソフト事業等との関連性などについて記入すること。

また、整備を行う年度以降の整備計画などがあれば記入し、将来的な展望等も記入すること。（行動計画の該当部分を資料として添付すること。）

※必要に応じ、資料を添付すること。

4. 管内における現在の状況と今後の推移について

現在の管内の状況と整備を行う年度の整備計画をふまえた今後の推移などについて記入すること。

※必要に応じ、資料を添付すること。

5. 耐震化を行う必要性、整備の緊急性、その他特殊事情等について

耐震化を行う場合は、必ず現在の状況及び整備の必要性について記入すること。

また、地域計画や建物を取り巻く環境など、協議施設との関係で、特殊事情等があり、特記すべき事項がある場合にはあわせて記入すること。

(様式第1号-2) 児童入所等施設(婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設を含む)を整備する場合

都道府県・市区町村名：
 部(局)課名： 部 課
 担当者： 連絡先：

1 管内における施設種別ごとの定員、現員、入所率

(単位：人、%)

施設種別	平成 年度 *3年度前の年度			平成 年度 *2年度前の年度			平成 年度(月 日現在) *前年度			平成 年度 *整備を行う年度
	定員(暫定) A	現員 B	入所率 B/A	定員(暫定) A	現員 B	入所率 B/A	定員(暫定) A	現員 B	入所率 B/A	定員(暫定)
乳児院(※1)	()		()	()		()	()		()	()
母子生活支援施設	()		()	()		()	()		()	()
児童養護施設(※1)	()		()	()		()	()		()	()
児童心理治療施設(※1)	()		()	()		()	()		()	()
児童自立支援施設(※1)	()		()	()		()	()		()	()
婦人相談所一時保護施設	()		()	()		()	()		()	()
婦人保護施設	()		()	()		()	()		()	()

(注)定員、現員、入所率については、年間平均入所率を記入すること。ただし、前年度については、数値の確定していない月がある場合には、確定している範囲で記入すること。

2 里親委託率(1の表中(※1)の施設の整備を行う場合)

(単位：%)

平成 年度 *3年度前の年度	平成 年度 *2年度前の年度	平成 年度 *前年度 (月 日 現在)

【里親委託率算出方法】

里親委託率(%)=(里親委託児童数+ファミリーホーム児童数 / 児童養護施設入所児童数+乳児院入所児童数+里親委託児童数+ファミリーホーム児童数) × 100
 なお、3年度前の年度、2年度前の年度については3月末日現在、前年度については、数値の確定している範囲で記入。

3 その他の状況

	平成 年度 *3年度前の年度	平成 年度 *2年度前の年度	平成 年度 *前年度	備考
人口(人)(※1)				
児童数(人)(※1)				
虐待相談件数(件)(※2)				
非行相談件数(件)(※2)				
母子家庭世帯数(世帯)(※1)(※3)				

※1 調査時点については、各年度とも同一月日とすること。また、備考欄に調査時点(月日)を記入すること

※2 各年度末現在の数値を記入すること。前年度については、見込を記入すること。

※3 婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設、母子生活支援施設を整備する場合に記入すること。

(様式第1号-3)

耐震化整備の状況について

都道府県・市区町村名 _____

管内の助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、婦人相談所一時保護施設及び婦人保護施設の状況について記載すること。

1. 管内の未耐震施設総数 _____ か所

(管内の全施設総数 _____ か所)

※整備を行う年度の2年度前の年度末時点

2. 管内施設の耐震化整備に係る計画の有無 (有 ・ 無)

「有」の場合

計画の概要を以下に記述してください。(計画書を別添で提出してください。)

計画完了までのスケジュールを具体的に記述してください。

(例) 耐震化率等の数値目標がある場合は必ず記入してください。

- ・ (〇〇年度) △% → (□□年度) ▽% (〇〇県で策定した「△△計画」において設定)
- ・ (〇〇年度) △か所 → (□□年度) ▽か所 (〇〇県で策定した「△△計画」において設定)

「無」の場合

計画を策定していない理由及び今後の計画の策定についてのお考えを以下に具体的に記述してください。(耐震化整備事業の計画が何もない場合には、採択をしない場合もございます。)

3. 耐震化整備推進のための取組（有・無）

※「有」の場合はその内容

（例）

- ・ 法人に対し、耐震化に関する説明会・ヒアリング、個別の指導・助言等を行った。
- ・ ホームページや広報誌等により、耐震化に関する意識啓発を行っている。

4. 耐震化整備を推進する上での課題

（例）

- ・ 法人の耐震化に対する意識が低い
- ・ 法人負担分の財源の目途が立たない 等

平成 年度 次世代育成支援対策施設整備計画協議総括表

都道府県・市区町村名

施設種別	施設名	設置主体	整備区分	評価ポイント1	評価ポイント2	評価ポイント3	評価ポイント4	評価ポイント5	評価ポイント6	評価ポイント7	ポイント合計
				事項	事項	事項	事項	事項	事項	事項	
				事項内容 ポイント	事項内容 ポイント	事項内容 ポイント	事項内容 ポイント	事項内容 ポイント	事項内容 ポイント	事項内容 ポイント	

(注)前年度から繰越を行った事業については、「平成 年度」の後に「(平成 年度からの繰越分)」と明記すること。

平成 年度 次世代育成支援対策施設整備計画協議総括表

都道府県・市区町村名

施設種別	施設名	設置主体	整備区分	評価ポイント1	評価ポイント2	評価ポイント3	評価ポイント4	評価ポイント5	評価ポイント6	評価ポイント7	ポイント合計
				事項	事項	事項	事項	事項	事項	事項	
				事項内容 ポイント	事項内容 ポイント	事項内容 ポイント	事項内容 ポイント	事項内容 ポイント	事項内容 ポイント	事項内容 ポイント	
児童養護施設	〇〇〇〇園	(福)〇〇福祉会	改築	基本ポイント 10	認可定員 41人以下 8	老朽度/築年数 34年～30年 7	小規模化の割合 50%以上 5	環境改善等 6項目該当 10	職員配置 2つ該当 10	小規模化形態 同一敷地内別棟 8	40 / 50
<p>整備区分に対応した評価ポイントで算定すること。 (特に民営化による建て替えの場合、創設ではなく、「増改築」、「改築」の整備区分に対応した評価ポイントで算定できる場合があるので注意すること。)</p>				<p>評価事項を2倍する場合等にはその旨がわかるように記載すること。(例えば10×2)</p>				<p>ポイント合計欄は、当該計画の算出ポイントを分子とし、分数で記載すること。</p>			
<p>上記の他、評価ポイントの欄に事項、事項内容について記載されていないケースが、非常に多いので正確に記載をすること。</p>											

(注)前年度から繰越を行った事業については、「平成 年度」の後に「(平成 年度からの繰越分)」と明記すること。

様式第2号 記入要領

- 評価ポイント欄の「事項」欄には、下記評価ポイント表の事項を記載すること。
- 評価ポイント欄の「事項内容」欄には、下記評価ポイント表の事項に該当する貴都道府県・市区町村の状況を記載すること。
- 評価ポイント欄の「ポイント」欄には、下記評価ポイント表より、貴都道府県・市区町村のポイントを算出し、記載すること。
- 1つの施設において複数の整備区分がある場合でも、1つを記入し、評価ポイントについては、主たる整備区分(整備計画に基づく主な整備目的)により算出すること。
- 評価ポイントの「事項」として「老朽度」を使用する場合は、「老朽民間児童福祉施設の整備について」(平成20年6月12日雇児発第0612001号)を参考として、「様式第2号別紙1 木造社会福祉施設老朽度調査表」又は、「様式第2号別紙2 非木造社会福祉施設老朽度調査表」を添付すること。

(1)児童相談所一時保護施設

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	10P										
②定員増(創設)	20人以上			15人以上			10人以上				左記以外
③定員増(増築・増改築)	10人以上			7人以上			5人以上				左記以外
④老朽度/築年数 ※1 ※2	特A又は※3	40年経過	39年～35年	34年～30年	29年～25年	24年～20年	19年～15年 ※4	14年～10年 ※4			左記以外
⑤入所率 ※5	80%以上		60～79%								左記以外
⑥個別処遇のための居室の個室化	実施										左記以外

※1 特A・・・【木造】老朽点数3,000点以下【木造以外】現存率50%以下

※2 複数の理由に該当する場合は、一番ポイントの高いものを適用

※3 ①地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。 ②地震防災緊急事業5カ年計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。
③津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される改築を行う場合。

※4 大規模修繕・拡張の場合のみ加算する。

※5 入所率については、前年度の実績とするが、政令設置市(中核市)の整備については、都道府県の入所率より算出

○各整備区分ごとの算定方法

創設	①+②+⑤+⑥×2
増築	①+③+⑤+⑥×2
増改築	①+③+④+⑤+⑥
改築	①+④×2+⑥×2
大規模修繕・拡張	①+④+⑥

※ 30ポイント満点

(2)助産施設

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	10P										
②定員増について	5人以上増		4人増		3人増		2人増		1人増		左記以外
③老朽度／築年数 ※1 ※2	特A又は※3	40年経過	39年～35年	34年～30年	29年～25年	24年～20年	19年～15年 ※4	14年～10年 ※4			左記以外
④高機能化について	安全・快適な 助産のための 特別な整備										左記以外
⑤個別対応のための居室等の改善	有り										無し

※1 特A・・・【木造】老朽点数3,000点以下【木造以外】現存率50%以下

※2 複数の理由に該当する場合は、一番ポイントの高いものを適用

※3 ①地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。 ②地震防災緊急事業5カ年計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。
③津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される改築を行う場合。

※4 大規模修繕・拡張の場合のみ加算する。

○各整備区分ごとの算定方法

創設	①+④×2+⑤×2
改築	①+③×2+④+⑤
増築	①+②×2+④+⑤
増改築	①+②+③+④+⑤
大規模修繕・拡張	①+③+(④+⑤)÷2

※ 30ポイント満点

(3) 乳児院

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	10P										
②認可定員	15～20人		21～35人								左記以外
③認可定員の縮小割合 ※1	50%以上		40%以上		30%以上		20%以上		10%以上		左記以外
④老朽度／築年数 ※2 ※3	特A 又は※4	40年経過	39年～35年	34年～30年	29年～25年	24年～20年	19年～15年 ※5	14年～10年 ※5			左記以外
⑤入所率(年間平均)※6	95%以上			90%以上			85%以上				左記以外
⑥環境改善等のための整備※7	7つ以上		6つ該当	5つ該当	4つ該当	3つ該当	2つ該当		1つ該当		左記以外
⑦職員配置体制について※8	2つ以上該当					1つ該当					左記以外

※1 定員36人以上の施設を改築する場合のみ適用

※2 特A・・・【木造】老朽点数3,000点以下【木造以外】現存率50%以下

※3 複数の理由に該当する場合は、1番ポイントの高いものを適用

※4 ①地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。②地震防災緊急事業5年計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。
③津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される改築を行う場合。

※5 大規模修繕・拡張の場合のみ加算する。

※6 創設の場合は管内の乳児院の入所率とし、その他の工事の場合は計画施設の入所率とする。

※7 環境改善等のための整備項目は、地域分散化に係る整備、小規模ケア化に係る整備、子育て短期支援事業のための居室等、病児・病後児保育事業のための保育室等、心理療法室、家庭支援専門相談員のための専用相談室、親子生活訓練室、年齢延長児受け入れのための居室の整備、一時保護委託を受け入れるための整備のいずれかの整備を行う場合(及び行っている場合)とする。

小規模かつ地域分散化を進めるため、新たに分園型小規模GCの整備を実施する場合には、「7つ該当」として加算する。

※8 職員配置体制についての項目は、心理療法担当職員の配置、個別対応職員の配置、里親支援専門相談員の配置を行う場合(及び行っている場合)とする。
心理療法担当職員の配置については、併せて家族療法を実施する場合に「1つ該当」として加算する。

○各整備区分ごとの算定方法

創設・増築	①+②+⑤+⑥+⑦
創設・増築(小規模かつ地域分散化を進めるため、新たに分園型小規模GCの整備を実施する場合)	①+⑥×4
改築(改築前の認可定員が35人以下の場合)・増改築	①+②+④+⑥+⑦
改築(改築前の認可定員が36人以上の場合)	①+③+④+⑥+⑦
大規模修繕・拡張	①+②+④+⑥+⑦

(4)母子生活支援施設

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	10P										
②定員(世帯)増について(創設)	20世帯以上		15世帯以上		10世帯以上		5世帯以上				左記以外
③定員(世帯)増について(増築・増改築)	10世帯以上		7世帯以上		5世帯以上		2世帯以上				左記以外
④老朽度/築年数 ※1 ※2	特A 又は※3	40年経過	39年～35年	34年～30年	29年～25年	24年～20年	19年～15年 ※4	14年～10年 ※4			左記以外
⑤入所率(年間平均)※5	95%以上			90%以上			85%以上				左記以外
⑥環境改善等のための整備※6	4つ以上			3つ該当		2つ該当			1つ該当		左記以外
⑦職員配置等の体制について※7	2つ以上該当					1つ該当					左記以外

※1 特A・・・【木造】老朽点数3,000点以下【木造以外】現存率50%以下

※2 複数の理由に該当する場合は、1番ポイントの高いものを適用

※3 ①地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。 ②地震防災緊急事業5カ年計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。
③津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される改築を行う場合。

※4 大規模修繕・拡張の場合のみ加算する。

※5 創設の場合は管内の母子生活支援施設の入所率とし、その他の工事の場合は計画施設の入所率とする。

※6 環境改善等のための整備項目は、子育て短期支援事業のための居室等、病児・病後児保育事業のための保育室等、母子家庭等子育て支援室、心理療法室、一時保護委託を受け入れるための整備のいずれかの整備を行う場合(及び行っている場合)とする。

※7 心理療法担当職員の配置、個別対応職員の配置、夜間警備等の安全確保体制が整備されている場合に加算する。

○各整備区分ごとの算定方法

創設	①+②+⑤+⑥+⑦
増築	①+③+⑤+⑥+⑦
増改築	①+(③+⑤)÷2+④+⑥+⑦
改築	①+④+⑤+⑥+⑦
大規模修繕・拡張	①+④+⑥

※ 30ポイント満点

(5)児童厚生施設

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	10P										
②同市町村内での設置状況	未設置										左記以外
③老朽度／築年数 ※1 ※2	特A 又は※3	40年経過	39年～35年	34年～30年	29年～25年	24年～20年	19年～15年 ※4	14年～10年 ※4			左記以外
④放課後児童クラブ室の設置	実施										左記以外
⑤多機能化のための整備(※5)	4つ該当			3つ該当			2つ該当			1つ該当	左記以外
⑥開館日・開館時間帯を適切・柔軟に設定(※6)	実施										左記以外

※1 特A・・・【木造】老朽点数3,000点以下【木造以外】現存率50%以下

※2 複数の理由に該当する場合は、1番ポイントの高いものを適用。

※3 ①地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。②地震防災緊急事業5年計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。
③津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される改築を行う場合。

※4 大規模修繕・拡張の場合のみ加算する。

※5 ①親と子の交流スペースや相談室の設置、②中高生活動のための創作活動室の設置、③地域組織(母親クラブ)による活動を積極的な実施、④世代間交流に資するためのスペースの確保のいずれかの整備を行う場合(創設の場合は実施予定も含む)。

※6 開館日及び開館時間帯が、乳幼児、年長児等を含む利用者の需要に応じ、適切かつ柔軟に設定されている場合(創設の場合は実施予定も含む)。

○各整備区分ごとの算定方法

創設	①+②+④+⑤+⑥
改築	①+③+④+⑤+⑥
大規模修繕・拡張	①+③+(④+⑤)÷2

※ 30ポイント満点

(6)児童養護施設

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	10P										
②認可定員	42～45人		41人以下				46～60人				左記以外
③認可定員の縮小割合 ※1	50%以上		40%以上		30%以上		20%以上		10%以上		左記以外
④老朽度／築年数 ※2 ※3	特A 又は※4	40年経過	39年～35年	34年～30年	29年～25年	24年～20年	19年～15年 ※5	14年～10年 ※5			左記以外
⑤計画施設における小規模化の割合 ※6	100%	90%以上	80%以上	70%以上	60%以上	50%以上	1単位以上				左記以外
⑥環境改善等のための整備 ※7	6項目該当		5項目該当		4項目該当						左記以外
⑦職員配置体制について ※8	2つ以上該当					1つ該当					左記以外
⑧計画施設における形態 ※9	敷地外 分園		同一敷地内 別棟								左記以外

※1 定員61人以上の施設を改築する場合のみ適用

※2 特A・・・【木造】老朽点数3,000点以下【木造以外】現存率50%以下

※3 複数の理由に該当する場合は、1番ポイントの高いものを適用

※4 ①地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。②地震防災緊急事業5カ年計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。
③津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される改築を行う場合。

※5 大規模修繕・拡張の場合のみ加算する。

※6 施設内ユニット(同一建物内を区切るにより1つの養育単位を構成しているものを指す。以下同じ。)を除いて算定した割合に基づくポイントを適用すること。
ただし、施設内ユニットを含めて算定した割合に基づくポイントについても、下段()書きで別掲すること。

※7 環境改善等のための整備項目は、事務室、相談室・心理療法室、集会室・地域交流スペース、不安定になった子どものクールダウンに用いる部屋の4項目は必須。
それに加えて、子育て短期支援事業のための居室、親子生活訓練室。

※8 職員配置体制についての項目は、心理療法担当職員の配置、基幹的職員の配置、里親支援専門相談員の配置を行う場合(及び行っている場合)とする。
心理療法担当職員の配置については、併せて家族療法を実施する場合に「1つ該当」として加算する。

※9 複数の小規模な養育単位を設ける場合は、最も多く当てはまる形態を適用

○各整備区分ごとの算定方法

創設・増築	$①+②+⑤+(⑥+⑦)÷2+⑧$
創設・増築(小規模かつ地域分散化を進めるため、新たに地域小規模児童養護施設又は分園型小規模GCを整備する場合)	$①+⑧×4$
改築(改築前の認可定員が60人以下の場合)・増改築	$①+②+⑤+⑧+(④+⑥+⑦)÷3$
改築(改築前の認可定員が61人以上の場合)	$①+③+⑤+⑧+(④+⑥+⑦)÷3$
大規模修繕・拡張	$①+②+⑤+⑧+(④+⑥+⑦)÷3$

(7)児童心理治療施設

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	10P										
②定員増について(創設(※1))	50人以上			40人以上			30人以上				左記以外
③定員増について(増築・増改築(※1))	15人以上			10人以上			5人以上				左記以外
④老朽度/築年数 ※2 ※3	特A 又は※4	40年経過	39年～35年	34年～30年	29年～25年	24年～20年	19年～15年 ※5	14年～10年 ※5			左記以外
⑤入所率(年間平均)(※6 未設置 10P)	95%以上			90%以上			85%以上				左記以外
⑥環境改善等のための整備(※7)	3つ以上				2つ該当				1つ該当		左記以外

※1 通所部門の定員を含む

※2 特A・・・【木造】老朽点数3,000点以下【木造以外】現存率50%以下

※3 複数の理由に該当する場合は、1番ポイントの高いものを適用

※4 ①地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。 ②地震防災緊急事業5カ年計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。
③津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される改築を行う場合。

※5 大規模修繕・拡張の場合のみ加算する。

※6 創設の場合は管内の児童心理治療施設の入所率とし、その他の工事の場合は計画施設の入所率とする。未設置の場合は、入所率のポイント評価が不可能なため10ポイント加算する。

※7 環境改善等のための整備項目は、小規模ケア化のための整備、心理療法室の整備、親子生活訓練室の整備、通所部門の拡充又は設置に係る整備、外来機能の設置、短期入所機能の設置を行う場合(及び行っている場合)とする。

○各整備区分ごとの算定方法

創設	①×2+②+⑤+⑥
増築	①+③+⑤+⑥×2
増改築	①+③+④+⑤+⑥
改築	①+(④+⑥)×2
大規模修繕・拡張	①+④+⑥

※ 30ポイント満点

(8)児童自立支援施設

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	10P										
②定員増について(創設(※1))	70人以上		60人以上		45人以上		30人以上				左記以外
③定員増について(増築・増改築(※1))	20人以上		15人以上		10人以上		5人以上				左記以外
④老朽度/築年数 ※2 ※3	特A 又は※4	40年経過	39年～35年	34年～30年	29年～25年	24年～20年	19年～15年 ※5	14年～10年 ※5			左記以外
⑤入所率(年間平均)(※6 未設置10P)	95%以上			90%以上			85%以上				左記以外
⑥環境改善等のための整備(※7)	5つ以上		4つ該当		3つ該当		2つ該当		1つ該当		左記以外
⑦職員配置体制について(※8)	2つ該当					1つ該当					左記以外

※1 通所部門の定員を含む。

※2 特A・・・【木造】老朽点数3,000点以下【木造以外】現存率50%以下

※3 複数の理由に該当する場合は、1番ポイントの高いものを適用

※4 ①地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。 ②地震防災緊急事業5カ年計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。
③津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される改築を行う場合。

※5 大規模修繕・拡張の場合のみ加算する。

※6 創設の場合は管内の児童自立支援施設の入所率とし、その他の工事の場合は計画施設の入所率とする。未設置の場合は、入所率のポイント評価が不可能なため10ポイント加算する。

※7 環境改善等のための整備項目は、小規模ケア化のための整備、通所部門の拡充又は設置に係る整備、退所前の児童が自立をするための訓練を行う施設(自活療など)の整備、心理療法室、親子生活訓練室、家庭支援専門相談員の専用相談室の整備、一時保護委託を受け入れるための整備を行う場合(及び行っている場合)とする。

※8 心理療法担当職員の配置のみの場合は、「1つ該当」とし、心理療法担当職員の配置に併せて家族療法を実施する場合は、「2つ該当」として加算する。

○各整備区分ごとの算定方法

創設	①+②+⑤+⑥+⑦
増築	①+③+⑤+⑥+⑦
増改築	①+(③+⑤)÷2+④+⑥+⑦
改築	①+④+⑥×2+⑦
大規模修繕・拡張	①+④+⑥

※この場合、端数ポイントは切り上げるものとする。

※ 30ポイント満点

(9) 児童家庭支援センター

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	10P										
②老朽度／築年数 ※1 ※2	特A 又は※3	40年経過	39年～35年	34年～30年	29年～25年	24年～20年	19年～15年 ※4	14年～10年 ※4			左記以外
③都道府県(指定都市)内での設置状況	未設置										左記以外
④併設施設でのショートステイ実施状況(※5)	実施										左記以外
⑤併設施設の一時保護委託等 (年間延べ件数)(※6)	50件以上			30件以上			15件以上				左記以外

※1 特A・・・【木造】老朽点数3,000点以下【木造以外】現存率50%以下

※2 複数の理由に該当する場合は、1番ポイントの高いものを適用。他の施設を転用して設置した場合は、転用前の経過年数を含む。

※3 ①地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。②地震防災緊急事業5カ年計画に基づいて耐震化を行う場合。

※4 大規模修繕・拡張の場合のみ加算する。

※5 創設の場合は実施予定も含む。

※6 児童相談所との連携により、指導委託、一時保護委託を受けるものについて加算する。

○各整備区分ごとの算定方法

創設	①+③+④+⑤×2
改築	①+②+④+⑤×2
大規模修繕・拡張	①+②+⑤

※ 30ポイント満点

(10) 自立援助ホーム

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	10P										
②定員増について(創設)	15人以上		10人		5人						左記以外
③定員増について(増築・増改築)	10人以上		8人		6人		4人		2人		左記以外
④老朽度／築年数 ※1 ※2	特A 又は※3	40年経過	39年～35年	34年～30年	29年～25年	24年～20年	19年～15年 ※4	14年～10年 ※4			左記以外
⑤年間平均入所率 ※5	95%以上			90%以上			85%以上				左記以外
⑥計画施設における全居室に対する個室の割合	60%以上					50%以上					左記以外
⑦年間平均就業率 ※6	90%以上		80%以上		70%以上		60%以上		50%以上		左記以外

※1 特A・・・【木造】老朽点数3,000点以下【木造以外】現存率50%以下

※2 複数の理由に該当する場合は、1番ポイントの高いものを適用

※3 ①地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。 ②地震防災緊急事業5カ年計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。
③津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される改築を行う場合。

※4 大規模修繕・拡張の場合のみ加算する。

※5 創設の場合は管内の自立援助ホームの入所率とし、その他の工事の場合は計画施設の入所率とする。未設置の場合は、入所率のポイント評価が不可能なため10ポイント加算する。

※6 創設の場合は管内の自立援助ホームの就業率とし、その他の工事の場合は計画施設の就業率とする。未設置の場合は、就業率のポイント評価が不可能なため10ポイント加算する。

○各整備区分ごとの算定方法

創設	①+②+⑤+⑥+⑦	
増築	①+③+⑤+⑥+⑦	
増改築	①+(③+⑤)÷2+④+⑥+⑦	※この場合、端数ポイントは切り上げるものとする。
改築	①+④+⑤+⑥+⑦	
大規模修繕・拡張	①+④+⑥	※30ポイント満点

(11)ファミリーホーム

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	10P										
②定員増について(創設)	5人以上										左記以外
③定員増について(増築・増改築)	1人										左記以外
④老朽度/築年数 ※1 ※2	特A 又は※3	40年経過	39年～35年	34年～30年	29年～25年	24年～20年	19年～15年 ※4	14年～10年 ※4			左記以外
⑤年間平均入所率 ※5	95%以上			75%以上			55%以上				左記以外
⑥計画施設における全居室に対する個室の割合	60%以上					50%以上					左記以外

※1 特A・・・【木造】老朽点数3,000点以下【木造以外】現存率50%以下

※2 複数の理由に該当する場合は、1番ポイントの高いものを適用

※3 ①地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。②地震防災緊急事業5カ年計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。
③津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される改築を行う場合。

※4 大規模修繕・拡張の場合のみ加算する。

※5 創設の場合は管内のファミリーホームの入所率とし、その他の工事の場合は計画施設の入所率とする。未設置の場合は、入所率のポイント評価が不可能なため10ポイント加算する。

○各整備区分ごとの算定方法

創設	①+②×2+⑤+⑥
増築	①+③+⑤+⑥×2
増改築	①+③+④+⑤+⑥
改築	①+④×2+⑤+⑥
大規模修繕・拡張	①+④+⑥

※30ポイント満点

(12)子育て支援のための拠点施設

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	10P										
②開所日数等 ※1	週7日 又は余裕教室 等の利用		週6日		週5日		週4日	週3日	週2日	週1日	左記以外
③多機能化 ※2	5つ以上実施	4つ実施	3つ実施	2つ実施	1つ実施						実施なし

※1 「開所日数等」は、当該施設が週何日開所しているか(評価ポイント表の「週7日」には、祝日・年末年始のみ閉所している場合も含む。)または余裕教室等の利用の有無により、ポイントの高い方を利用する。

※2 「多機能化」に該当する事業は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第5項に定める地域型保育事業または第59条に定める地域子ども・子育て支援事業とし、当該施設において、

- ・1種類の事業を実施する場合 「1つ実施」
- ・5種類の事業を実施する場合 「5つ以上実施」

とする。

※3 「開所日数等」「多機能化」の具体的な内容については、様式第1号の「2. 整備の目的」に記載すること。

○各整備区分ごとの算定方法

子育て支援のための拠点施設	①+②+③	※ 30ポイント満点
---------------	-------	------------

(13)地域子育て支援拠点事業所

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	10P										
②開所日数	週7日 ※1		週6日		週5日		週4日	週3日			左記以外
③開所時間等 ※2	8時間以上 又は加算事 業の実施		7時間		6時間		5時間				実施なし

※1 「週7日」には、祝日・年末年始のみ閉所している場合も含む。

※2 「開所時間等」は、当該施設が何時間開所しているか、または「地域子育て支援拠点事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第18号)に定める加算事業の実施の有無により、ポイントの高い方を利用する。(ただし「②開所日数」で開所日数が週3日及び週4日の拠点事業所は除く)

○各整備区分ごとの算定方法

地域子育て支援拠点事業所	①+②+③	※ 30ポイント満点
--------------	-------	------------

(14)利用者支援事業所

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	10P										
②開所日数	週7日 ※1		週6日	週5日	週4日		週3日		週2日	週1日	左記以外
③開所時間等 ※2	8時間以上 又はアウト リーチ型支 援の実施 (※3)又は 夜間・休日 対応施設 (※4)		7時間	6時間	5時間		4時間	3時間	2時間	1時間	実施なし

※1 「週7日」には、祝日・年末年始のみ開所している場合も含む。

※2 「開所時間等」は、当該施設が何時間開所しているか、またはアウトリーチ型支援を実施しているかにより、ポイントの高い方を利用する。

※3 「アウトリーチ型支援の実施」とは、支援を必要としている子育て家庭に出向いて相談支援等を実施する場合。

※4 「夜間・休日対応施設」とは、18時以降2時間以上、あるいは土曜日、日曜日、国民の祝日等に開所し、相談・助言等を行う施設。

○各整備区分ごとの算定方法

利用者支援事業所	①+②+③	※ 30ポイント満点
----------	-------	------------

(15) 婦人相談所一時保護施設

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	10P										
②定員増(創設)	20人以上			15人以上			10人以上				左記以外
③定員増(増築・増改築)	10人以上			7人以上			5人以上				左記以外
④老朽度/築年数 ※1 ※2	特A 又は※3	40年経過	39年～35年	34年～30年	29年～25年	24年～20年	19年～15年 ※4	14年～10年 ※4			左記以外
⑤個別対応のための居室等の改善(※5)	4つ該当			3つ該当		2つ該当			1つ該当		左記以外
⑥職員配置等の体制について(※6)	2つ該当					1つ該当					左記以外

※1 特A・・・【木造】老朽点数3,000点以下【木造以外】現存率50%以下

※2 複数の理由に該当する場合は、1番ポイントの高いものを適用

※3 ①地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。 ②地震防災緊急事業5カ年計画に基づいて実施される築耐震化を行う場合。
③津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される改築を行う場合。

※4 大規模修繕・拡張の場合のみ加算する。

※5 一時保護所の居室の個室化、DV被害者のための世帯部屋、同伴児童の学習・保育環境(プレイルームなど)、心理療法室の整備を行う場合(又は行っている場合)に加算する。

※6 心理療法担当職員の配置、夜間警備等の安全確保体制が整備されている場合に加算する。

○各整備区分ごとの算定方法

創設	①+②+⑤×2+⑥
増築	①+③+⑤×2+⑥
増改築	①+③+④+⑤+⑥
改築	①+④+⑤×2+⑥
大規模修繕・拡張	①+④+⑤

※ 30ポイント満点

(16) 婦人保護施設

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	10P										
②定員増について(創設)	30人以上			20人以上			15人以上				左記以外
③定員増について(増築・増改築)	10人以上			7人以上			5人以上				左記以外
④老朽度/築年数 ※1 ※2	特A 又は※3	40年経過	39年～35年	34年～30年	29年～25年	24年～20年	19年～15年 ※4	14年～10年 ※4			左記以外
⑤個別対応のための居室等の改善(※5)	4つ以上			3つ該当		2つ該当			1つ該当		左記以外
⑥職員配置等の体制について(※6)	2つ該当					1つ該当					左記以外

※1 特A・・・【木造】老朽点数3,000点以下【木造以外】現存率50%以下

※2 複数の理由に該当する場合は、1番ポイントの高いものを適用

※3 ①地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。 ②地震防災緊急事業5カ年計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。
③津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される改築を行う場合。

※4 大規模修繕・拡張の場合のみ加算する。

※5 居室の個室化、DV被害者のための世帯部屋、同伴児童の学習・保育環境(プレイルームなど)、心理療法室の整備、一時保護委託を受け入れるための整備を行う場合(及び行っている場合)に加算する。

※6 心理療法担当職員の配置、夜間警備等の安全確保体制が整備されている場合に加算する。

○各整備区分ごとの算定方法

創設	①+②+⑤×2+⑥
増築	①+③+⑤×2+⑥
増改築	①+③+④+⑤+⑥
改築	①+④+⑤×2+⑥
大規模修繕・拡張	①+④+⑤

※ 30ポイント満点

(17)防犯対策強化整備事業を実施する施設

	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	10P										
②入所施設・入所施設以外※1	入所施設					入所以外					
③防犯訓練の実施の有無※1	実施					未実施					

※1 入所施設については、10P、それ以外の施設は5Pとする。

※2 「防犯訓練の実施の有無」欄には、当該施設において防犯訓練を定期的に実施しているかどうかで判定すること。

○算定方法

防犯対策強化整備事業	①+②+③	30点満点
------------	-------	-------

(18)市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	10P										

○各整備区分ごとの算定方法

支援拠点の整備	①×3	※ 30ポイント満点
---------	-----	------------

評価基準算定要領

整備区分ごとに以下の項目によって評価し、ポイントを算定する。

【児童相談所一時保護施設】

(1) 創設 ①+②+⑤+⑥×2

- ①基本ポイント
- ②定員増（創設）
- ⑤入所率
- ⑥個別処遇のための居室の個室化

[補足]

- ⑤入所率は、「1日平均入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出すること。
1日平均入所人員は、「延日数／365日（小数点第2位以下四捨五入）」で算出すること。
- ⑥個別処遇のための居室の個室化は、被虐待児に対する個別処遇もしくは非行児童に対する個別処遇を対象とすること。
個別処遇のための居室の個室化がある場合は、ポイントを2倍して算出すること。

(2) 増築 ①+③+⑤+⑥×2

- ①基本ポイント
- ③定員増（増築・改築）
- ⑤入所率
- ⑥個別処遇のための居室の個室化

[補足]

- ⑤入所率は、「1日平均入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出すること。
1日平均入所人員は、「延日数／365日（小数点第2位以下四捨五入）」で算出すること。
- ⑥個別処遇のための居室の個室化は、被虐待児に対する個別処遇もしくは非行児童に対する個別処遇を対象とすること。
個別処遇のための居室の個室化がある場合は、ポイントを2倍して算出すること。

(3) 増改築 ①+③+④+⑤+⑥

- ①基本ポイント
- ③定員増（増築・改築）
- ④老朽度／築年数
- ⑤入所率
- ⑥個別処遇のための居室の個室化

[補足]

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。
- ⑤入所率は、「1日平均入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出すること。
1日平均入所人員は、「延日数／365日（小数点第2位以下四捨五入）」で算出すること。
- ⑥個別処遇のための居室の個室化は、被虐待児に対する個別処遇もしくは非行児童に対する個別処遇を対象とすること。

(4) 改築 ①+④×2+⑥×2

- ①基本ポイント
- ④老朽度／築年数

⑥個別処遇のための居室の個室化

[補足]

④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。

⑥個別処遇のための居室の個室化は、被虐待児に対する個別処遇もしくは非行児童に対する個別処遇を対象とすること。

個別処遇のための居室の個室化がある場合は、ポイントを2倍して算出すること。

(5) 大規模修繕・拡張 ①+④+⑥

①基本ポイント

④老朽度／築年数

⑥個別処遇のための居室の個室化

[補足]

④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。

⑥個別処遇のための居室の個室化は、被虐待児に対する個別処遇もしくは非行児童に対する個別処遇を対象とすること。

【助産施設】

(1) 創設 ①+④×2+⑤×2

①基本ポイント

④高機能化について

⑤個別対応のための居室等の改善

[補足]

④高機能化は、安全・快適な助産のための特別な整備として、子ども・子育てビジョンに掲げる「安心して妊娠・出産できるように」に資するような機能を具備すること。

⑤個別対応のための居室等の改善は、居室の個室化等を行うこと。ただし、「④高機能化」と重複するものではないこと。

(2) 改築 ①+③×2+④+⑤

①基本ポイント

③老朽度／築年数

④高機能化について

⑤個別対応のための居室等の改善

[補足]

③老朽度は、様式第2号別紙1、別紙2により、老朽度を算出すること。

(3) 増築 ①+②×2+④+⑤

①基本ポイント

②定員増について

④高機能化について

⑤個別対応のための居室等の改善

[補足]

②定員増については、増築を行う前の当該助産施設の定員に対する増加分であること。

(4) 増改築 ①+②+③+④+⑤

①基本ポイント

②定員増について

③老朽度／築年数

④高機能化について

⑤個別対応のための居室等の改善

(5) 大規模修繕・拡張 ①+③+ (④+⑤) ÷ 2

- ①基本ポイント
- ③老朽度／築年数
- ④高機能化について
- ⑤個別対応のための居室等の改善

【乳児院】

(1) 創設・増築 ①+②+⑤+⑥+⑦

(小規模かつ地域分散化を進めるため、新たに分園型小規模 GC の整備を実施する場合 ①+⑥×4)

- ①基本ポイント
- ②認可定員
- ⑤入所率 (年間平均)
- ⑥環境改善等のための整備
- ⑦職員配置体制

[補足]

⑤創設における入所率については、管内の乳児院の年間平均入所率を使用する。

入所率は、「入所人員／定員 (小数点第2位以下切捨て)」で算出し、管内の乳児院における前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

算定式	$\left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率 (\%)}$
-----	---

⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は

- (I) 地域分散化に係る整備
- (II) 小規模グループケアに係る整備
- (III) 子育て短期支援事業のための居室等の整備
- (IV) 病児・病後児保育事業のための保育室等の整備
- (V) 心理療法室の整備
- (VI) 家庭支援専門相談員のための専用相談室の整備
- (VII) 親子生活訓練室の整備
- (VIII) 年齢延長児受け入れのための居室の整備
- (IX) 一時保護委託を受け入れるための整備

のいずれかの整備を行う場合 (及び行っている場合) とする。ただし、小規模かつ地域分散化を進めるため、新たに分園型小規模 GC の整備を実施する場合には、「7つ該当」として加算する。

⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、個別対応職員の配置、里親支援専門相談員の配置を行う場合 (及び行っている場合) とする。心理療法担当職員の配置に併せて家族療法を実施する場合は、「1つ該当」として加算する。

(2) 改築 (改築前の認可定員が35人以下の場合) ・増改築 ①+②+④+⑥+⑦

- ①基本ポイント
- ②認可定員
- ④老朽度／築年数

⑥環境改善等のための整備

⑦職員配置体制

[補足]

④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。公立施設であっても同様に算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は

(Ⅰ) 小規模グループケアに係る整備

(Ⅱ) 子育て短期支援事業のための居室等の整備

(Ⅲ) 病児・病後児保育事業のための保育室等の整備

(Ⅳ) 心理療法室の整備

(Ⅴ) 家庭支援専門相談員のための専用相談室の整備

(Ⅵ) 親子生活訓練室の整備

(Ⅶ) 年齢延長児受け入れのための居室の整備

(Ⅷ) 一時保護委託を受け入れるための整備

のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、個別対応職員の配置、里親支援専門相談員の配置を行う場合（及び行っている場合）とする。心理療法担当職員の配置に併せて家族療法を実施する場合は、「1つ該当」として加算する。

(3) 改築（改築前の認可定員が36人以上の場合）

①+③+④+⑥+⑦

①基本ポイント

③認可定員の縮小割合

④老朽度／築年数

⑥環境改善等のための整備

⑦職員配置体制

[補足]

④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。公立施設であっても同様に算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は

(Ⅰ) 小規模グループケアに係る整備

(Ⅱ) 子育て短期支援事業のための居室等の整備

(Ⅲ) 病児・病後児保育事業のための保育室等の整備

(Ⅳ) 心理療法室の整備

(Ⅴ) 家庭支援専門相談員のための専用相談室の整備

(Ⅵ) 親子生活訓練室の整備

(Ⅶ) 年齢延長児受け入れのための居室の整備

(Ⅷ) 一時保護委託を受け入れるための整備

のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、個別対応職員の配置、里親支援専門相談員の配置を行う場合（及び行っている場合）とする。心理療法担当職員の配置に併せて家族療法を実施する場合は、「1つ該当」として加算する。

(4) 大規模修繕・拡張 ①+②+④+⑥+⑦

- ①基本ポイント
- ②認可定員
- ④老朽度／築年数
- ⑥環境改善等のための整備
- ⑦職員配置体制

〔補足〕

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は
 - (Ⅰ) 小規模グループケアに係る整備
 - (Ⅱ) 子育て短期支援事業のための居室等の整備
 - (Ⅲ) 病児・病後児保育事業のための保育室等の整備
 - (Ⅳ) 心理療法室の整備
 - (Ⅴ) 家庭支援専門相談員のための専用相談室の整備
 - (Ⅵ) 親子生活訓練室の整備
 - (Ⅶ) 年齢延長児受け入れのための居室の整備
 - (Ⅷ) 一時保護委託を受け入れるための整備
 のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。
- ⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、個別対応職員の配置、里親支援専門相談員の配置を行う場合（及び行っている場合）とする。心理療法担当職員の配置に併せて家族療法を実施する場合は、「1つ該当」として加算する。

【母子生活支援施設】

(1) 創設 ①+②+⑤+⑥+⑦

- ①基本ポイント
- ②定員（世帯）増について（創設）
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥環境改善等のための整備
- ⑦職員配置体制

〔補足〕

- ⑤創設における入所率については、管内の母子生活支援施設の年間平均入所率を使用する。
 入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、管内の母子生活支援施設における前年度の年間の平均値を使用すること。
 なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率} (\%)$
--

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は
 - (Ⅰ) 子育て短期支援事業のための居室等の整備
 - (Ⅱ) 病児・病後児保育事業のための保育室等の整備
 - (Ⅲ) 母子家庭等子育て支援室の整備
 - (Ⅳ) 心理療法室の整備
 - (Ⅴ) 一時保護委託を受け入れるための整備
 のいずれかの整備を行う場合とする。
- ⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、個別対応職員の配置、夜間警備等の安全確保体制が整備されている場合に加算する。

(2) 増築 ①+③+⑤+⑥+⑦

- ①基本ポイント
- ③定員（世帯）増について（増築・増改築）
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥環境改善等のための整備
- ⑦職員配置体制

[補足]

- ⑤入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し整備を行う施設における前年度の年間の平均値を使用すること。
なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

算定式	$\left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率} (\%)$
-----	---

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は
 - (Ⅰ) 子育て短期支援事業のための居室等の整備
 - (Ⅱ) 病児・病後児保育事業のための保育室等の整備
 - (Ⅲ) 母子家庭等子育て支援室の整備
 - (Ⅳ) 心理療法室の整備
 - (Ⅴ) 一時保護委託を受け入れるための整備のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。
- ⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、個別対応職員の配置、夜間警備等の安全確保体制が整備されている場合に加算する。

(3) 増改築 ①+ (③+⑤) ÷ 2 +④+⑥+⑦（端数ポイントは切上げ）

- ①基本ポイント
- ③定員（世帯）増について（増築・増改築）
- ④老朽度／築年数
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥環境改善等のための整備
- ⑦職員配置体制

[補足]

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。公立施設であっても同様に算出すること。
なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
- ⑤入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、整備を行う施設における前年度の年間の平均値を使用すること。
なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

算定式	$\left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率} (\%)$
-----	---

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は
 (Ⅰ) 子育て短期支援事業のための居室等の整備
 (Ⅱ) 病児・病後児保育事業のための保育室等の整備
 (Ⅲ) 母子家庭等子育て支援室の整備
 (Ⅳ) 心理療法室の整備
 (Ⅴ) 一時保護委託を受け入れるための整備
 のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。
- ⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、個別対応職員の配置、夜間警備等の安全確保体制が整備されている場合に加算する。

(4) 改築 ①+④+⑤+⑥+⑦

- ①基本ポイント
 ④老朽度／築年数
 ⑤入所率（年間平均）
 ⑥環境改善等のための整備
 ⑦職員配置体制

[補足]

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。公立施設であっても同様に算出すること。
 なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
- ⑤入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、整備を行う施設における前年度の年間の平均値を使用すること。
 なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率} (\%)$
--

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は
 (Ⅰ) 子育て短期支援事業のための居室等の整備
 (Ⅱ) 病児・病後児保育事業のための保育室等の整備
 (Ⅲ) 母子家庭等子育て支援室の整備
 (Ⅳ) 心理療法室の整備
 (Ⅴ) 一時保護委託を受け入れるための整備
 のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。
- ⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、個別対応職員の配置、夜間警備等の安全確保体制が整備されている場合に加算する。

(5) 大規模修繕・拡張 ①+④+⑥ (30ポイント満点)

- ①基本ポイント
 ④老朽度／築年数
 ⑥環境改善等のための整備

[補足]

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。公立施設であっても同様に算出すること。
 なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

築年数19年～15年を4ポイント、築年数14年～10年を3ポイントとしてそれぞれ算定する。

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は
- (Ⅰ) 子育て短期支援事業のための居室等の整備
 - (Ⅱ) 病児・病後児保育事業のための保育室等の整備
 - (Ⅲ) 母子家庭等子育て支援室の整備
 - (Ⅳ) 心理療法室の整備
 - (Ⅴ) 一時保護委託を受け入れるための整備
- のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

【児童厚生施設】

(1) 創設 ①+②+④+⑤+⑥

- ①基本ポイント
- ②同市町村内での設置状況
- ④放課後児童クラブ室の設置
- ⑤多機能化のための整備
- ⑥開館日・開館時間帯を適切・柔軟に設定

[補足]

- ⑤「多機能化のための整備」に該当する項目は、
- (Ⅰ) 地域の子育て家庭支援に資するため、親と子の交流スペースや相談室を設置し、子育て支援体制の充実を図るもの
 - (Ⅱ) 中・高校生等の受入れの積極的な推進を図るため、中・高校生等の活動のための創作活動室（パソコン室、音楽スタジオ、調理室など）の設置を図るもの
 - (Ⅲ) 児童の健全育成に寄与することを目的とした地域組織（母親クラブ等）による活動を積極的に実施するもの。
 - (Ⅳ) 世代間交流に資するためのスペースの確保を図るもの。
- のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

(2) 改築 ①+③+④+⑤+⑥

- ①基本ポイント
- ③老朽度／築年数
- ④放課後児童クラブ室の設置
- ⑤多機能化のための整備
- ⑥開館日・開館時間帯を適切・柔軟に設定

[補足]

- ③老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。
なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。
この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
- ⑤「多機能化のための整備」に該当する項目は、
- (Ⅰ) 地域の子育て家庭支援に資するため、親と子の交流スペースや相談室を設置し、子育て支援体制の充実を図るもの
 - (Ⅱ) 中・高校生等の受入れの積極的な推進を図るため、中・高校生等の活動のための創作活動室（パソコン室、音楽スタジオ、調理室など）の設置を図るもの
 - (Ⅲ) 児童の健全育成に寄与することを目的とした地域組織（母親クラブ等）による活動を積極的に実施するもの。
 - (Ⅳ) 世代間交流に資するためのスペースの確保を図るもの。